

# 住宅メンテナンス診断士 規則

平成 28 年 4 月 5 日 一般社団法人住宅長期支援センター 理事会 決定

- 第 1 条 「住宅メンテナンス診断士」（以下診断士という）とは、一般社団法人住宅長期支援センター（以下センターという）の設立趣意書及び定款を遵守のうえ、センターが運営する「住宅メンテナンス診断士講習会」を受講し、かつ所定の認定試験に合格の判定を受け、診断士の認定登録（新規登録、更新登録 3 年間）を終えた者とする。
- 第 2 条 診断士は、センターへの登録に際して、申請書を提出し、登録料を納入しなければならない。また、所属会社等登録事項に変更が生じた時は、速やかに変更届を提出しなければならない。  
尚、診断士の登録、資格を抹消する時は、一ヶ月前までにその旨当センターの事務局に書面で連絡し、登録費などの未払い分の清算を速やかに行うこと。
- 第 3 条 診断士は、センターの設立趣旨を理解し、円滑なる運営に協力するとともに、良質な住宅ストック形成に向けて、活動を積極的に行うこと。
- 第 4 条 診断士は、センターの名誉、信用を失墜する行為をしてはならない。  
又、直接、間接を問わず、依頼人以外の建築業等の利害関係のある第三者からの報酬を受け取ってはならない。
- 第 5 条 診断士は、生活者・消費者からの相談等については相談者が適切な判断ができるように速やかに、かつ誠意を持って、相談活動を行うこと。
- 第 6 条 診断士は、建築基準法をはじめ消費者契約法、個人情報保護条例などの関係法令を遵守すること。
- 第 7 条 診断士は技術力向上と法令順守の目的のために、センターが実施する関係セミナー、研修会等を受講し、スキルアップに努めなければならない。
- 第 8 条 診断士は、見積りや契約等については、誤解を生じないように、正確でわかり易い書面により、適正に業務を遂行する。尚、センターからの依頼事案については、業務遂行後は速やかに「登録住宅いえかるて」に情報を蓄積するとともに、センターへ報告を行うこと。
- 第 9 条 診断士は、活動、業務上知り得た個人情報を一切漏らしてはならない。
- 第 10 条 診断士が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業若しくは団体又は関係者、その他の反社会的勢力（以下「暴力団等」という）である場合、若しくは暴力団等であったことが判明した場合は、直ちに診断士資格を喪失する。
- 第 11 条 住宅メンテナンス診断士等のロゴ等を名刺、HP、チラシ等で使用については、別途ガイドラインに従うこと。
- 第 12 条 診断士がセンターの定款、会則、規則等に違反した場合、又は診断士が診断士として相応しくない行為を行った場合など、診断士としての社会的信頼を損なう行為を行ったとセンターが判断した場合、センターは、理事会・住宅メンテナンス事業部会の決定により当該診断士の登録を抹消し、かつ、当該診断士の認定を取消することができる。またこの場合、センターの登録料等は返還されない。

以上